

(公社)日本鍼灸師会 会員の皆さまへ

# 鍼灸賠償責任保険制度のご案内

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険+サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)

Point  
1

団体制度のため、  
**独自の保険料でご加入**  
いただけます。

Point  
2

事故発生時の  
**初期対応に係る諸費用**  
を補償します。

Point  
3

「**柔道整復業務の補償**」  
「**サイバー(情報漏えい)補償**」を  
オプションで**追加**できます。

Point  
4

**開設者の方は使用人も**  
オプションで**被保険者に追加**  
することができます。



加入締切

**2023年12月26日(火)**(必要書類必着)

保険期間

**2024年2月1日**午前0時から  
**2025年2月1日**午後4時まで(1年間)

※更新の場合の補償開始は2024年2月1日午後4時になります。

中途加入も  
可能です

# 万一の事故による賠償等への備えに

## 基本補償

### はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務の遂行による賠償事故に備えて

<訪問・出張鍼灸業務も対象>

被保険者(補償を受けることができる方)または業務の補助者(被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。)が日本国内で行った業務(\*)によって他人の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いするのは、他人の身体障害が保険期間中に発見された場合に限りです。  
※詳細はP7記載の基本補償の対象業務をご確認ください。

事故例 施術のミスで、針を深く刺し神経を傷つけてしまったため、患者の身体に麻痺が残ってしまった。



### 施術施設の不備などが原因による賠償事故に備えて (I. 施術院の開設者のみ対象)

施術施設(設備含む)の所有、使用、管理または当該施設の仕事(業務を除きます)の遂行に起因し保険期間中に発生した他人の身体障害もしくは財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険期間中に事故が発生した場合に限り損害を補償します。

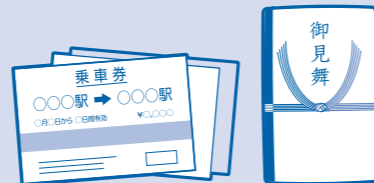
事故例 敷地内の看板が落下し、駐車していた患者の車に当たり、壊してしまった。



### 事故解決時の迅速な初期対応費用に備えて

業務や当該施設の不備などによるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険の保険金支払対象となりうる事故が発生した場合、法律上の賠償責任の有無が十分判明しない初期段階であっても、事故原因調査費用等その事故の初期対応のために支出した、社会通念上妥当と認められる所定の費用に対して保険金をお支払いします。

事故例 出張施術先での事故によって、患者にケガをさせてしまったと連絡があったため、その患者のご自宅へお見舞いに伺った。その際に、交通費とお見舞い品代がかかった。



施術院の  
開設者の方へ  
おすすめ



ご注意

基本補償では加入依頼書の被保険者欄に記載された方ご本人のみが被保険者となります。施術院に勤務されている使用人が個人名で賠償請求を受けた場合でも、追加被保険者特約を付帯することで、施術院に勤務されている使用人の損害賠償責任を補償します。追加被保険者特約を付帯する場合には、施術院に勤務している全ての使用人を追加してください。

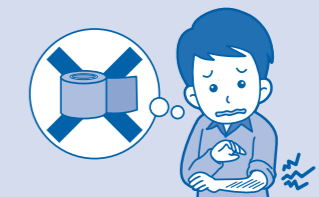
## 任意オプション

### 柔道整復師オプション

被保険者または業務の補助者が日本国内で行った柔道整復業務によって他人の身体障害(死亡を含みます)が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

事故例

捻挫の処置でテーピングを行った。問診では問題なかった種類のテープを使用したところ、アレルギー反応で皮膚が広い範囲でかぶれてしまった。



ご注意

対象となる柔道整復業務はP7記載の基本補償の対象業務と同一の場所で行う柔道整復師法に規定される柔道整復業務に限ります。ただし、法令で定める資格を有しない柔道整復師が行った業務に起因する損害は、保険金のお支払い対象外となります。

※事故が保険期間中に発見された場合に限り損害を補償します。このオプションをセットした場合には、「基本補償」で補償対象となる業務に、日本国内において遂行される柔道整復業務も含まれます。

### サイバー(情報漏えい)補償オプション

(正式名称:サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン))

情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害と、原因調査費用やコンピュータシステム復旧費用、個人情報漏えい見舞費用等、被保険者が負担した対応費用に対して保険金をお支払いします。

事故例

業務で使用していたパソコンがウイルスに感染し、患者の個人情報が流出した



※詳細は「補償の概要」をご確認ください。

# 支払限度額と年間保険料

## 支払限度額

			プランA	プランB
基本補償	鍼灸師賠償	1事故	1億円	3億円
		保険期間中	3億円	
	施設賠償(*1) <small>※I.施術院の開設者のみ対象</small>	対人 1名	5,000万円	
		対物 1事故	1億円	
初期対応費用担保特約		1事故	50万円(*2)	
任意オプション	柔道整復師賠償		1事故	5,000万円
			保険期間中	1.5億円
	サイバー(情報漏えい)補償	賠償責任 1請求	1,000万円	
		対応費用 1事故・1請求	1,000万円	
		保険期間中	1,000万円	

※サイバー(情報漏えい)補償の「対応費用」の上記支払限度額は、サイバーセキュリティ事故対応費用全体の支払限度額です。サイバーセキュリティ事故対応費用の各費用の支払限度額等は、P7「補償の概要」をご参照ください。

## 年間保険料

区分	I. 施術院の開設者		II. 勤務鍼灸師(*3)	
	プランA	プランB	プランA	プランB
基本補償	6,010円	7,990円	5,520円	6,680円
任意オプション	柔道整復師賠償	追加被保険者(1名あたり) [勤務鍼灸師(*3)] 3,010円	柔道整復業務賠償	
		[勤務柔道整復師] 2,850円	5,160円	
	サイバー(情報漏えい)補償	[勤務鍼灸師兼柔道整復師] 5,380円	サイバー(情報漏えい)補償	
		[業務の補助者(無資格者)] 1,550円	3,000円	

(\*1) 免責金額(対人・対物共通1事故につき)1,000円

(\*2) 対人事故見舞費用は、被害者1名あたり3万円が限度

(\*3) 学校や病院等、日本鍼灸師会会員ではない施設に勤務している日本鍼灸師会会員の方は、II. 勤務鍼灸師にご加入ください。

日本鍼灸師会会員が開設者である施術院に勤務している日本鍼灸師会会員の方は、開設者が加入するプランの追加被保険者としてご加入ください。

## 中途加入保険料 (3月1日以降加入の場合)

毎月15日までに申込みおよびお振込みいただいた場合、補償期間は翌月1日午前0時～2025年2月1日午後4時までとなります。

補償開始日	基本補償				任意オプション					
	I. 施術院の開設者		II. 勤務鍼灸師(*3)		柔道整復業務賠償	サイバー(情報漏えい)補償	追加被保険者(1名あたり)			
	プランA	プランB	プランA	プランB			勤務鍼灸師(*3)	勤務柔道整復師	勤務鍼灸師兼柔道整復師	業務の補助者(無資格者)
2024年3月1日	5,510円	7,320円	5,060円	6,120円	4,730円	2,750円	2,760円	2,610円	4,930円	1,420円
4月1日	5,010円	6,660円	4,600円	5,570円	4,300円	2,500円	2,510円	2,380円	4,480円	1,290円
5月1日	4,510円	5,990円	4,140円	5,010円	3,870円	2,250円	2,260円	2,140円	4,040円	1,160円
6月1日	4,010円	5,330円	3,680円	4,450円	3,440円	2,000円	2,010円	1,900円	3,590円	1,030円
7月1日	3,510円	4,660円	3,220円	3,900円	3,010円	1,750円	1,760円	1,660円	3,140円	900円
8月1日	3,010円	4,000円	2,760円	3,340円	2,580円	1,500円	1,510円	1,430円	2,690円	780円
9月1日	2,500円	3,330円	2,300円	2,780円	2,150円	1,250円	1,250円	1,190円	2,240円	650円
10月1日	2,000円	2,660円	1,840円	2,230円	1,720円	1,000円	1,000円	950円	1,790円	520円
11月1日	1,500円	2,000円	1,380円	1,670円	1,290円	750円	750円	710円	1,350円	390円
12月1日	1,000円	1,330円	920円	1,110円	860円	500円	500円	480円	900円	260円
2025年1月1日	500円	670円	460円	560円	430円	250円	250円	240円	450円	130円

# ご加入手続きとお手続きの流れ

2023年12月  
東京海上日動火災保険株式会社

## 加入対象

本制度導入都道府県師会に所属する日本鍼灸師会会員

## 加入方法

加入依頼書に必要事項を記入し、各都道府県師会事務局にご提出ください。  
現在ご加入の方で、ご加入内容に変更がない方、または保険会社からの連絡がない限り、本パンフレットに記載の保険料・補償内容にて自動更新となります。加入依頼書の提出は不要ですが、保険料の払込みをお願いいたします。

## 保険料払込方法

保険料払込方法は、所属都道府県師会により異なりますので、所属の都道府県師会にお問い合わせください。

## 保険期間

**2024年2月1日**午前0時～**2025年2月1日**午後4時まで(1年間)  
(中途加入も可能です)  
※更新の場合の補償開始は2024年2月1日午後4時になります。

## 中途加入の場合

毎月**15日**までにお申込みおよびお振込みいただいた場合、  
補償期間は翌月**1日**午前0時～**2025年2月1日**午後4時までとなります。

## 加入締切日

**2023年12月26日(火)**(所属都道府県師会に必要書類必着。)

## 加入者証について

ご加入いただいた方の加入者証のお届けは2月末まで順次発送予定となります。  
(中途加入の方は、補償開始月の月末までに加入者証を発行します。)

## 変更があった場合等

ご加入後にご加入内容に変更があった場合もしくは日本鍼灸師会会員を脱退して本制度も脱退される場合は、変更・脱退通知書の該当項目を記入のうえ、各都道府県師会事務局にご提出ください。  
「変更・脱退通知書」は、以下サイトに掲載しております。  
<https://www.tnpgrp.co.jp/tokio/shop/sinjuku/group/nisshinkai/index.html>

## ご加入内容について

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願い致します。  
万一、誤りやご不明な点等ございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

## 万一事故にあわれたら…

「事故報告書」に、その時点で分かる範囲の情報をご記入いただいた上で、取扱代理店までメールまたはFAXにてご連絡ください。「事故報告書」は、以下サイトに掲載しております。

<https://www.tnpgrp.co.jp/tokio/shop/sinjuku/group/nisshinkai/index.html>



## サイバーリスク保険2024年1月改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年1月1日以降始期契約より、サイバーリスク保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

敬具

### 改定点

変更する補償	改定項目	概要
サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)	コンピュータシステム復旧費用の自動補償化	これまでオプションとしてご用意していた「コンピュータシステム復旧費用担保特約条項」で補償する費用を、自動付帯される「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」の費目として追加し、すべてのご契約において補償対象とします。  〈本改定により新たに自動補償となる費用〉 ・セキュリティ事故 <sup>(※1)</sup> により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、ソフトウェア・プログラムの復元費用等 ・セキュリティ事故 <sup>(※1)</sup> によりサーバ等のコンピュータシステム <sup>(※2)</sup> に損傷が生じた場合の修理費用や、一時的に使用する代替物の賃借費用等  (※1) 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃等をいいます。 なお、情報漏えい限定補償プランにおいては、情報漏えいやそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃等をいいます。 (※2) 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。

このご案内は、サイバーリスク保険の2024年1月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

# 補償の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師賠償責任保険

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>(1) 被保険者または業務の補助者(被保険者の使用人その他被保険者の業務を補助する者をいいます。)による下記に規定する業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害(死亡を含みます)が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(2) この保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が初期対応費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(I. 施術院の開設者のみ対象) 施設の所有、使用または管理、または当該施設の用法に伴う仕事(業務を除きます)の遂行に起因して他人の身体の障害(死亡を含みます)または財物の損壊が保険期間中に発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※被保険者(補償を受けることができる方)は、加入依頼書の被保険者欄に記載された方ご本人のみとなります。</p> <p>&lt;対象業務&gt; 日本国内において行われる次の業務をいいます。 ア. あん摩、マッサージまたは指圧(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あん摩等法」といいます。)に規定されるものをいいます。) イ. はりまたはきゅう(あん摩等法に規定されるものをいいます。) ウ. 地域支援事業における介護予防業務(※) エ. 機能訓練指導員としての業務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準に規定するものをいいます。) (※) 介護保険法に規定される、要支援介護状態になることを予防することを目的として実施する事業をいいます。</p>	<p>(1) 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</p> <p>(2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用</p> <p>(3) 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(4) 事故が発生し、被保険者が損害防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>(5) 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(6) 事故が発生した際に被保険者が負担する事故現場の保存費用、対人事故の被害者への見舞費用等の社会通念上妥当な初期対応費用(対象となる費用の詳細はお問い合わせください。事前に引受保険会社の同意が必要となる費用もご紹介します。)</p> <p>&lt;保険金のお支払い方法&gt; 上記(1)の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(2)～(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、(2)の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p> <p>(6)については、1事故につき、被保険者が支出した費用の額を初期対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。ただし、この内枠において、見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合のみ支払対象となります)については1事故あたり被害者1名につき3万円を限度とします。</p>	<p><b>【業務危険・施設危険共通】</b></p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議 ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ⑨ 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用または管理に起因する損害 ⑩ サイバー攻撃 等</p> <p><b>【業務危険のみ】</b></p> <p>① 名誉き損または秘密の漏えい ② 美容を唯一の目的とする業務における仕上がり不良 ③ 被保険者または業務の補助者による次の行為 ア. 故意または重大な過失により法令に違反して行った行為 イ. 外科手術または薬品の投与もしくはその使用の指示 ④ 被保険者または業務の補助者が医師の同意を得ずに行った脱臼または骨折の患部に対して行った行為。ただし、応急手当として行ったものを除きます。 ⑤ 次に掲げる感染症の発生 ア. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症 イ. アに該当しないウイルス性肝炎 等</p> <p><b>【施設危険のみ】</b></p> <p>① 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ② 施設の修理、改造または取壊し等の工事 ③ 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの ア. 商品または飲食物 イ. 施設外にあるアに規定する以外の財物 ④ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。)(または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置しまたは遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。) 等</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>被保険者または業務の補助者による日本国内での柔道整復業務(「柔道整復師法」に規定されるもの)の遂行に起因して発生した他人の身体の障害(死亡を含みます)が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※対象となる柔道整復業務は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師賠償責任保険の対象業務と同一の場所で行う柔道整復師法に規定される柔道整復業務となります。</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ</p>	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ (2) 法令に定める資格を有しない柔道整復師が行った業務に起因する損害 等</p>

※被保険者を追加いただいた場合、被保険者とは、開設者および開設者の業務の範囲に関する限りにおいてはその使用人をいいます。また、引受保険会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、加入者証に記載された支払限度額を限度とします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p><b>【賠償責任】</b> 情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。(情報の漏えいまたはそのおそれによって発生する請求が加入者証記載の保険期間中になされた場合に限ります。)</p> <p><b>【サイバーセキュリティ事故対応費用】</b> 被保険者が次の費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるもの)に限ります。また、①から⑥までの費用については、事故対応期間中に生じたものに限ります。) ① サイバー攻撃対応費用 ② 原因・被害範囲調査費用 ③ 相談費用 ④ コンピュータシステム復旧費用 ⑤ その他事故対応費用 ⑥ 再発防止費用 ⑦ 訴訟対応費用 ただし、次の費用は含みません。 ア. 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(上記⑦の費用を除きます。) イ. この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 ウ. 金利その他資金調達に関する費用 エ. 記名被保険者の役員に対する報酬または給与 オ. コンピュータシステムを構成する機器・設備について修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用(上記④および⑥の費用を除きます。また、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかを問いません。)</p> <p><b>【メール送受信等賠償責任担保特約】</b> 被保険者による対象業務の遂行に伴い、次の事由により発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。(事故に起因する請求が加入者証記載の保険期間中になされた場合に限ります。) ① コンピュータ・ウイルスの感染 ② 他者による不正アクセス ③ 被保険者が電子メールで発信したプログラム等のかし。「かし」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. プログラム等の構成が、予定されたフォーマット(記録形式)に則っていないこと。 イ. プログラム等の内容が、予定された内容と異なっていること(送付先情報が異なっている場合を含みます。) ウ. プログラム等の完全性が損なわれていること(一部であるか全部であるかにかかわらず、プログラム等が作成された時点のものと合致していないことをいいます。)</p>	<p><b>【賠償責任】</b> ① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要になります。 ② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。) ③ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>&lt;保険金のお支払方法&gt; <b>【賠償責任】</b> 賠償責任でお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中)が限度となります。また、賠償責任でお支払いするすべての保険金(上記記載の法律上の損害賠償金および費用を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、【賠償責任】・【サイバーセキュリティ事故対応費用】・【メール送受信等賠償責任担保特約】でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。 <b>【サイバーセキュリティ事故対応費用】</b> ● 損害の額(他人から回収することができる金銭等がある場合は、その金額を控除した額とします。))に対して、P3記載のサイバー(情報漏えい)補償[対応費用]の支払限度額を限度として、保険金を支払います。 ● 次の費用については、それぞれ下記の縮小支払割合を乗じて算出される金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。)(のみに対して、それぞれ下記の支払限度額を限度として保険金を支払います。 ① サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用および相談費用 ア. セキュリティ事故の発生またはそのおそれの間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害 ② 直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害 ③ 結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)：1事故・保険期間中1,000万円(100%) イ. セキュリティ事故について、ア以外および風評被害事故の場合：1事故・保険期間中1,000万円(90%) ④ コンピュータシステム復旧費用 1事故・保険期間中1,000万円(100%) ⑤ その他事故対応費用のうち個人情報漏えい見舞費用 被害者1名1,000円(100%) ⑥ その他事故対応費用のうち法人見舞費用 被害者1法人5万円(100%) ⑦ 再発防止費用 1事故・保険期間中3,000万円(90%) ⑧ 訴訟対応費用 1請求・保険期間中：1,000万円(100%) ※( )は縮小支払割合</p>	<p>次の事由等により生じた損害については保険金をお支払いできません。 <b>【賠償責任・サイバーセキュリティ事故対応費用、メール送受信等賠償責任担保特約共通の事由】</b> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議 ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ⑨ 他人の身体の障害 ⑩ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑪ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑫ 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの ⑬ 保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)) ⑭ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑮ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)) ⑯ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑰ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版 ⑱ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた請求 ⑲ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)) ⑳ 被保険者の資金決済法に規定する暗号資産交換業の遂行に関連して生じた損害 ㉑ 直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害 ㉒ 保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けて受けるおそれがある場合 <b>【賠償責任、メール送受信等賠償責任担保特約共通の事由】</b> ① 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営むものである場合は、次の事由 ア. 電磁的方法により記録される金額等に不釣り合いを有する対価を得て発行された証券等または番号、記号その他の符号の不正な操作または移動 イ. 不正な為替取引または資金移動 <b>【メール送受信等賠償責任担保特約固有の事由】</b> ① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者とその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)) ② ソフトウェア開発またはプログラム作成 ③ 対象業務の履行不能または履行遅滞 ④ 被保険者の支払不能または破産 ⑤ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合 ⑥ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合 ⑦ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑧ 被保険者の下請人または共同事業者に対する賠償責任 等</p>

サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン) / 情報通信技術特約款(情報漏えい限定担保用) / サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約、メール送受信等賠償責任担保特約等





A series of horizontal dotted lines for writing on page 13.

A series of horizontal dotted lines for writing on page 14.



 本紙で用いる用語解説

・契約者

保険契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

・被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

・支払限度額

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

・免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間:24時間365日

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。  
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



**0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時  
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

この保険は公益財団法人日本鍼灸師会を保険契約者とし、都道府県師会に所属する日本鍼灸師会の会員等を被保険者とするあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険およびサイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は公益財団法人日本鍼灸師会が有します。

このパンフレットは、鍼灸賠償責任保険制度の概要をご説明したものです。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

**株式会社東京海上日動パートナーズ  
TOKIO 新宿支店**

〒151-8560

東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8F

MAIL: [nisshinkai-ins@tnpgrp.jp](mailto:nisshinkai-ins@tnpgrp.jp)

TEL: **03-5333-1431**

FAX: **03-3375-8470**

受付時間(平日9:00~17:00)

(担当:岡田・遠藤・王・中川)

メールは  
こちらから



【引受保険会社】

**東京海上日動火災保険株式会社**

[担当課] 広域法人部 法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: **03-3515-4153**

FAX: **050-3385-6386**

受付時間(平日9:00~17:00)

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。